

令和4年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：2023年3月29日（水）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○事務局（奥木区政課長） 本日は、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

区政課長の奥木でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより令和4年度第2回札幌市の犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

配付資料の確認や留意事項等について説明する必要がございますので、しばらくの間、事務局から審議会の進行をさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、札幌市市民文化局長の本間から、一言、ご挨拶申し上げます。

○本間市民文化局長 市民文化局長の本間でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

第7期の審議会も定例のものとしましては本日が最後となります。

今期の審議会では、札幌市が取り組んでおります様々な事業について積極的に審議をしていただきました。とりわけ、令和3年度は札幌市客引き行為等の防止に関する条例について集中的にご審議をいただきました。後ほど事務局からご報告をさせていただきますが、昨年7月の完全施行以来、着実に成果を上げているものと考えております。改めまして感謝を申し上げます。

さて、本日の審議会ですが、本日は、犯罪情勢や基本計画に基づく各種事業の実施状況等についてのご報告に加え、再犯防止推進計画の策定についてご審議をいただくため、札幌市長より諮問させていただきたいと考えております。

罪を犯してしまった人がまた罪を犯すという再犯率が高くなっております。犯罪の発生件数の約半数を再犯が占めている状況でして、そういったことを踏まえましても、罪を犯した人が再び犯罪を犯さないよう、社会の中でしっかりと立ち直っていただくための取組や支援を行っていくことが重要との認識を持っております。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りまして、より充実したものにしていければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

改めまして、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（奥木区政課長） 続きまして、事務局から本日の資料及び留意事項についてお話をさせていただきます。

まず、本日の資料ですが、資料1から資料6になります。

また、座席表、委員名簿、審議会規則を配付させていただいております。

留意事項ですが、本審議会は公開となっております。議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。そのため、ご発言の際は必

ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますよう、お願いいたします。

本日は、全ての委員の皆様にご出席をいただいております。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

それでは、以降の進行は吉田会長にお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○吉田会長 それでは、私がこれからの進行役を務めさせていただきます。

まず、札幌市から審議会に対する諮問が予定されているとのことですので。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（奥木区政課長） 次第1の資料説明に先立ちまして、再犯防止推進計画の策定についての諮問書を交付させていただきます。

なお、諮問書は皆様にも配付させていただきます。

本間は、公務の都合により、ここで退席させていただきます。

○吉田会長 それでは、ただいま諮問がありました札幌市再犯防止推進計画に関し、事務局から説明をお願いしたいのですが、その前に、この諮問について、私から一言述べさせていただきます。

再犯防止についてですが、100年以上も前、ドイツに、刑法学者でもあり、刑事政策学者でもあるフランツ・フォン・リストという人がおりました。この方は、目的を明確化した社会政策こそが最良の刑事政策であると言っております。再犯防止においては、固有の刑事政策、つまり、司法機関、そして、警察から刑務所に至る公的機関はもちろんのこと、それと同時に社会政策や福祉というものも極めて重要であると説いています。

ドイツ刑法学というものは日本への影響力も非常に強いのですが、1972年——昭和47年、そして、1973年——昭和48年、ドイツの連邦憲法裁判所は刑事収容施設における処遇について二つの原則を出しました。一つ目は法治国主義というもので、要するに、受刑者の権利義務を法律で明確化しなければいけないということです。二つ目は社会国原理というもので、犯罪者の多くは社会的弱者であるから、社会的な援助が必要であるということです。この二つの大きな原則に基づき、量刑立法という新しい刑務所に関する法律が制定されまして、ヨーロッパに大きな影響を与えていくことになりました。

我が国では、監獄法が明治後期に成立したのですが、物すごく古く、改正が必要であるということが指摘されているのですけれども、刑務所関係については社会的関心も薄いということもあって、なかなか進んできませんでした。しかし、先ほどのとおり、ドイツ連邦憲法裁判所の判決もあること、また、名古屋刑務所で受刑者に対する刑務官の暴行行為が発生したこと、実は、昨年でしたか、同様のことが名古屋刑務所で発生したのですけれども、受刑者の権利義務ということをはっきりさせていないことも一因なのではないかと

ということから、日本でも行刑関係について法律を新たに制定するという機運が強まったということがあります。そして、2005年、そして、2006年、平成17年にできた行刑立法は専ら受刑者を対象にしたものですが、翌年はそれにプラスして未決勾留の被収容者も併せて対象とした法律が制定されました。これによって、我が国でも受刑者に対する社会復帰に向けた処遇を強化しようというふうになってきたのです。また、その延長線上で本日諮問がありました再犯防止についても積極的にやっていこうではないかということが国レベルでも出てきて、再犯防止推進法に基づき、地方自治体が積極的に再犯防止に関与していくという方向性が打ち出されたという歴史があるわけです。

ただ、学会レベルでは社会復帰に向けた政策を必ずしも歓迎していない、そういう一部の学説もありまして、これは経済学でいう新自由主義という考え方であって、犯罪を防止するためには、社会復帰に向けた処遇の強化をやらなくてもよい、要するに管理をすればいいだけであって、管理の対象という捉え方のほうが効率的だと言う学説もあります。とはいえ、これはあくまでも一部にとどまっております。

確かに、この考え方は部分的には有効な面もあるのですが、これを正面に押し出していくということは、人間の尊厳という点から非常に問題のある考え方ではなかろうかとなっております。

それはさておき、本日、再犯防止について市から諮問があったわけですが、これは非常に意義のあることではないかと思っております。

以上が諮問を受けての感想です。

それでは、早速、資料1と資料2について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（奥木区政課長） それでは、資料1をご覧ください。

全国の刑法犯の認知件数です。

年々、減少傾向にありますし、ピーク時に比べると大きく減少しておりますが、初犯者に比べて再犯者の減少が小幅にとどまっているため、刑法犯検挙数に占める再犯者数の割合は全体の約半数を占める結果となっております。

下にグラフがありますが、青色の棒が全国の刑法犯の検挙者数全体です。年を追うごとに大きく減少しておりますけれども、ピンク色の棒が示します再犯者数の減少が小幅にとどまっております。その結果、緑色の折れ線が示す再犯者の占める割合が年々上昇しているということがお分かりいただけるかと思えます。

こうした状況を受け、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されて、再犯の防止等に関する施策を実施する責務について、国だけではなく、地方公共団体にもあるということが明記されるとともに、施策の推進に関する計画を定めるようにという努力義務も課されました。

他の政令指定都市の状況を見ますと、令和2年末に川崎市や横浜市などが計画を策定したのを皮切りに、今年度には千葉市が計画を策定しましたことから、札幌市を除く19の政令指定都市において計画が策定済みとなっております。

そうしたことを受け、令和元年10月、本市においても、地方再犯防止推進計画の早期策定に向けた協議会等の設置に加え、その協議会等に対し、更生保護関係団体から構成員を選出するという内容の要望書が、更生保護関係団体と札幌市議会の更生保護事業を支援する議員協議会から市長宛てに提出されました。

当初、我々としては、令和3年度中の計画策定を目指しておりましたが、ご承知のとおり、3年度から4年度にかけ、客引き行為等の防止に関する条例の制定のための検討を行い、昨年7月に全面施行に至ったという状況がございます。

そこで、本市では、令和5年度中の（仮称）札幌市再犯防止推進計画の策定を目指すべく、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援し、再犯を防ぐ環境を整えまして、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、この計画におきます基本方針の案です。

国では再犯防止推進計画を策定しておりますが、そこに掲げられている基本方針を踏まえ、次の5項目としたいと思っております。

1点目は、関係機関等との緊密な連携協力を確保しながら誰一人取り残さない社会の実現を目指すこと、2点目は、犯罪をした人等が地域社会において切れ目なく必要な支援を受けられるようにすること、3点目は、犯罪被害者等の視点を持ち、その心情に最大限配慮すること、4点目は、犯罪及び非行の実態等を踏まえつつ、社会情勢等に応じた効果的なものとしていくこと、5点目は、犯罪をした人等が広く市民の理解と協力を得ることができるよう普及啓発に取り組むことです。

なお、計画の内容ですが、ただいまご説明した基本方針と国が策定しております地方再犯防止推進計画策定の手引きを踏まえ、次の六つの重点項目としておりまして、就労・住居の確保等のための取組、保健・医療・福祉サービスの利用促進等のための取組、学校等と連携した修学支援のための取組、犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組、民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進等のための取組、国、民間団体等との連携強化等のための取組です。

続きまして、検討体制についてです。

先ほど、札幌市長から審議会の皆様に対して計画策定に関する諮問をさせていただきました。詳細な計画検討は専門部会によって行うことが適当と考えますので、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例の第13条第7項に基づき、再犯の防止等に関わる学識経験者、更生保護関係機関・団体等で構成します仮称・札幌市再犯防止推進計画検討部会を審議会に設置し、集中的に調査審議を行うことを提案させていただきます。

部会の具体的な構成ですが、資料2をご覧ください。

上段の表に記載しているのは、現在の審議会の委員名簿です。

現在、12人に委員を委嘱させていただいておりますが、今回、策定を進める計画と密接な関係のある更生保護関係機関・団体については札幌市保護司会連絡協議会の山本会長に委員をお願いしております。

条例第13条3項にて、審議会の委員は15名以内をもって組織することとされております。事務局といたしましては、計画の検討、策定後の推進に当たり、更生保護活動に携わる方々のご意見を十分に反映するため、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人等への更生支援活動に取り組んでおられます札幌市更生保護女性連合会、犯罪をした人や更生保護関係団体への支援を行っております札幌更生保護協会、刑務所等出所者等を雇用し、立ち直りを支援している札幌協力雇用主連合会から、それぞれお1人ずつ、合計3人の委員を新たに委嘱し、審議会を15名体制にしたいと考えております。

さらに、下段の表に記載しておりますけれども、計画策定におきましては、さらに多くの更生保護に関わる方々の声を聞く必要がありますので、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第4条に定める臨時委員を8名委嘱させていただきたいと考えております。

具体的には、法律に関する学識経験者として、大学教授の方や弁護士の方、それから、様々な問題を抱える少年と兄や姉のような存在として接しながら問題を解決に導く札幌市BBS会、更生保護及び医療観察の実施機関である札幌保護観察所、更生施設の運営に関する指導監督機関である札幌矯正管区、地域における様々な生活課題の解決や社会的孤立の予防などに取り組んでいる札幌市社会福祉協議会、高齢または障がいによって福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対する社会復帰や生活、地域生活への定着支援を行っている北海道地域生活定着支援札幌センター、高齢者や障害者の方などの住宅確保に特に配慮を要する人への居住の安定確保に取り組んでいる札幌市居住支援協議会から1人ずつ委員になっていただくことを想定しております。

また、本市における附属機関の運用上、新たに設ける検討部会のメンバーについて、審議会委員よりも臨時委員のほうが多くなることは避けなければならないということから、更生保護関係団体以外からも3人の審議会委員に検討部会の構成員になっていただく必要がございます。それを踏まえ、合わせて合計15名で構成される部会を想定しております。

なお、先ほどの本間の挨拶にもございましたが、第7期の審議会のメンバーでの定例の集まりは今回が最後の予定です。

任期は今年の8月5日までとなっております。

検討部会での検討は、後ほどスケジュール等にも触れますけれども、今年の5月下旬から9月上旬までの検討を予定しております。審議会の委員を交代される際、部会メンバーも替わるのは極力避けるべきと考えております。そこで、事務局としましては、審議会から部会にお入りいただく方については第8期でも継続して審議会委員にご就任をいただける方をお願いしたいと考えております。

この後、部会の設置についてご承認をいただければ、会長と協議の上、それぞれの団体と調整をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、資料1に戻っていただきたいのですが、右側中段の四角で囲んでいるところの庁内における連携についてです。

再犯防止に関連する施策は多数の関係部局にわたっております。ここには、主な関係部局と取組を挙げておりますけれども、例えば、財政局では入札参加資格審査において協力を受ける協力雇用主の優遇制度、それから、我々、市民文化局では、更生保護関係団体の方々への補助、教育委員会では、非行の未然防止などの取組を行っております。

計画の策定に当たりましては、これらの関連施策の担当部局で構成する再犯防止の庁内の推進会議を設置し、計画内容について市内部の連携体制の構築、調整を図ってまいります。

続きまして、計画策定までのスケジュールについてです。

現在は、計画に掲げる具体的な施策の検討に当たり、市の内部で実施した関連施策の調査を行い、その結果を基に計画の素案を作成しているところです。先ほどご提案をさせていただきました検討部会での審議を今年5月下旬から始め、9月上旬までに4回程度開催し、検討部会としての答申案を作成していただき、審議会本体での承認を経まして、札幌市に答申をいただきたいと考えております。その答申を受けまして、計画の素案の修正を行い、パブリックコメントに向けて計画案を作成いたします。12月頃には計画案についてのパブリックコメントを実施して広く市民の方からご意見を頂戴し、計画に反映させることを考えております。

最後に、計画策定後の推進体制についてです。

計画に掲げた取組を着実に推進するため、審議会においては計画推進及び進捗管理を行っていきたいと考えております。

なお、計画の見直しを行う際などは、再度、学識経験者や関係の団体の皆様とで検討部会を設置し、議論をお願いすることを考えております。

また、札幌市の内部においても先ほどご説明した庁内推進会議の設置は継続してまいりまして、担当部局による組織横断的な計画推進に取り組んでいきたいと考えております。
○吉田会長 ただいま詳しい説明がされるとともに、幾つか提案がございました。

まず、この審議会委員の増員についてです。

札幌市再犯防止推進計画の検討及び策定後の推進を行うに当たって多くの更生保護活動に携わるの方々のご意見を取り入れることが必要ですので、札幌市更生保護女性連合会、札幌更生保護協会及び札幌協力雇用主会連合会の3団体から新たに委員を委嘱するというご提案でした。

また、臨時委員の設置については、計画策定に当たって多くの更生保護に関わるの方々の声を聞く必要があることから、学識経験者、更生保護関係機関や団体等、7団体の方を臨時委員に委嘱することが妥当ではないかということです。

最後に、部会の設置についてですが、再犯の防止等に関わる学識経験者、更生保護関係機関や団体等で構成する検討部会を設置し、集中的に調査、審議を行うということです。

3点とも妥当ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、以上の提案を承認いたします。

続きまして、部会のメンバーについてです。

審議会規則第7条で審議会の会長が指名することになっております。

学識経験者や更生保護関係機関、それら団体以外の委員は、今後、それぞれの所属団体との調整が必要なことから、後日、事務局と相談の上、会長から指名させていただきたいと思っております。部会長についても同様にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それから、常任委員からの指名につきましては、次期も継続して委員に就任していただける方の中から選任するのがいいのではないかとということでしたが、この点もよろしくお願いたします。

続きまして、次第の2についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（奥木区政課長） それでは、お手元の資料3をご覧ください。

札幌市内の犯罪情勢についてご説明をさせていただきます。

初めに、市内の刑法犯の認知件数についてです。

(1) にグラフを出しておりますけれども、札幌市内と北海道の刑法犯の認知件数の推移を示しております。北海道が赤線、札幌市が青色の棒です。ともに年々減少を続けていたのですが、令和4年は21年ぶりに前年を上回る件数となりました。

札幌市内では9,650件ということで、昨年と比べて1,017件、11.8%の増加となっております。

(2) では過去5年間の月別の件数を示しております。

昨年と比べると増加しておりますが、新型コロナ前の平成30年や令和元年と比べると、令和4年の数字は減少しております。コロナの影響が考えられます。

次のページに行きまして、包括罪種別認知状況についてです。

こちらは、先ほどの認知件数を罪の種類別にまとめて表示したものです。

窃盗犯とは窃盗、凶悪犯とは殺人、強盗、放火、強姦、粗暴犯とは暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合、知能犯とは詐欺、横領、偽造、風俗犯とは賭博やわいせつ関係、その他とは公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊などとなります。

令和4年中の罪種別の件数ですが、前年と比べますと、風俗犯とその他の刑法犯が減少しておりますものの、それ以外は増加しております。

こちらの資料には内訳は記載していませんけれども、窃盗の6,258件のうち、自転車盗が2,602件ということで、前年から914件増えております。

北海道警察にお尋ねしましたところ、自転車盗など、街頭での犯罪が増加したのは、新

型コロナの影響が落ち着き、外出する人が増えたことが背景にあると見られるという分析でした。

次のページに行きまして、3の特殊詐欺の認知状況についてです。

札幌市における特殊詐欺の認知件数は188件であり、前年に比べて約2.8倍、120件の増加、176.5%となっております。被害額は約6.8億円でして、前年に比べて1.7倍となっております。

手口で一番多いのがおれおれ詐欺、次いで架空請求詐欺です。

次のページには過去5年分を表示しております。

合計件数を見ていただきますと、昨年の188件が例年に比べても突出した数字だということがお分かりいただけるかと思えます。

表には出ておりませんが、道警では特殊詐欺の被害者にアンケートを行っております。その結果を見ますと、被害に遭った方のうち、65歳以上の割合が69.1%ということで、約7割が高齢者の方の被害となっております。また、犯人の最初の接触手段についてですが、固定電話が一番多く、43.5%ということだそうです。

そこで、道警では、被害に遭わないため、留守番電話への設定、あるいは、電話でお金を要求されたら一度電話を切ってかけ直す、相談ダイヤルの#9110に相談することを推奨しているということです。また、後ほど説明いたしますけれども、札幌市でも出前講座で啓発を繰り返しているところです。

次のページに行きまして、4の子どもに対する前兆事案の認知状況についてです。

前兆事案と申しますのは、付きまといや身体接触、誘拐などの凶悪事件に発展するおそれのあるものを指します。

札幌市における認知件数ですが、令和4年の1月から12月までで131件となっております。前年に比べると、76件、37%の減少となっております。これに関してはコロナの傾向が見えず、年々減少を続けております。

○吉田会長 ただいまのご説明についてご確認や質問等はございませんか。

○山崎委員 特殊詐欺の関係で札幌市にお願いがございます。

特殊詐欺の被害はこれまでも高い水準で推移をしていたのですが、ご説明のとおり、昨年は激増しております。全道レベルで見ますと、件数、被害額とも前年の2倍以上に達しております。特に、被害額は過去2番目に多い約12億4,000万円となっております。札幌市は、件数、被害額とも全道の半数以上を占めておまして、道内の被害者を減らすためには、まず、札幌市から被害者を出さないということが重要です。

また、それ以前に、札幌市民が6億8,000万円もの被害に遭っているという実態は極めて重大でありまして、この被害を食い止めるために一層努力をする必要があると思っています。

今、区政課長からご紹介がございましたけれども、昨年、道警の特殊詐欺対策室が行いました特殊詐欺被害者等に対するアンケート調査の結果によりますと、犯人からの最初の

接触手段で最も多かったのは固定電話の43.5%ということで突出をしております。次いで携帯電話へのメールですが、22.2%ということで、大きな差がついております。

なお、このアンケート調査の結果は道警のホームページで見ることができます。

また、各種報道でご存じだと思いますけれども、全国的にも全道的にもアポ電と呼ばれる予兆電話が増加をしております。特殊詐欺の犯行グループは、確実に現金を奪うために手口を凶暴化させておまして、電話で言葉巧みに在宅状況や財産の保管状況などを確認した上で住宅に押し入るというアポ電強盗を取行するようになってきております。電話の対応次第では、現金被害だけではなく、命までも奪われる時代に入ってきたということです。

また、北海道警察の別の調査結果によりますと、今年の2月3日から3月15日までの僅か40日間で453件のアポ電が確認されておまして、このうち、札幌市内のお宅にかかってきたものが337件、全体の74.4%を占めております。これは、決して少ない数ではございませんし、これ以外に届け出をされていない暗数も相当数あるものと思われれます。

さらに、札幌市内のアポ電のうち、約9割が固定電話にかかってきております。特殊詐欺もアポ電強盗も、事件の入り口の大半が自宅に設置されている固定電話ということです。

そこで、札幌市へのお願いですが、65歳以上の高齢者のいる世帯を対象に優良防犯電話や固定電話に設置する迷惑電話防止装置の設置費用を助成していただき、その設置促進を図っていただきたいということです。

ご承知だと思いますけれども、道内の幾つかの自治体では既に助成制度を進めております。

機能といたしましては、着信を拒否したり、相手に警告をしたり、着信中に注意喚起のメッセージが流れたり、通話内容を自動で録音したり、様々なタイプのものがあります。全国防犯協会連合会のホームページでも多数の優良防犯電話を紹介しておりますので、一度ご覧になっていただければ参考になると思いますし、直接、メーカーのホームページにも飛ぶような仕組みになっております。

お話にありましたように、留守番電話という方法もあるのですが、犯人は在宅していることを見越して呼びかけてくる場合がありますので、だまされて対応してしまうということもありますし、留守番電話を設置したのにすぐ解除してしまうといった事例もありまして、防犯電話にはかないません。

防犯電話は犯人と接触すること自体を遮断いたしますので、高い防犯効果が期待されますので、ぜひご検討をお願いします。

○吉田会長 山崎委員から詳細な情報提供のほか、ご要望がございましたけれども、事務局から何かございませんか。

○事務局（奥木区政課長） 防犯電話に関し、助成制度を設けてはというご意見についてです。

ホームページもご紹介いただきましたので、そちらを拝見したいと思います。

今の時点で助成云々までの踏み込んだご返答はできませんが、私も昨日も行ってきましたけれども、出前講座等を踏まえ、そういった電話の紹介をするほか、早めに相談すること、そして、情報については大本を確認すること、警察から何か言われても警察でそんなことをやっているかときちんと確認するようなことを訴えております。

ただ、機材面での対応に関するご意見もいただきましたので、参考にさせていただきたいと思います。

○吉田会長 ほかの委員から何かご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 ないようでしたら、先に進みます。

それでは、次第3についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(奥木区政課長) それでは、資料4をご覧ください。

第3次犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までですが、令和4年度中の取組について報告をさせていただきます。

基本方針のうちの一つの自らの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高めるというものについてです。

まず、1点目の出前講座についてです。

今年度は、防犯カメラを生かしたまちづくり、子どもの防犯教室、子どもの防犯教室のうち、保護者向けのもの、振り込め詐欺の被害に遭わないために、女性の犯罪被害防止について、インターネット・SNSの脅威というテーマで実施しました。

なお、インターネット・SNSの脅威は新設の項目です。

現時点の数値となりますが、開催回数は56回、受講者数は4,503人となっております。過去2年と比べましても回数が大きく伸びております。

こちらは、コロナの状況が落ち着いたこと、それから、先ほどもテーマにありました特殊詐欺被害が増加したことがあります。

この特殊詐欺の増加の状況を見まして、私どもから地域にあるまちづくりセンターを通じ、こういった出前講座をやっております、ぜひご活用くださいというようなチラシを送っております、そういった効果もあり、大きく増加したと考えております。

全56回のうち、振り込め詐欺の関係のものが32回で、半数以上を占めております。

次に、(2)の啓発についてです。

①の安全安心パネル展は、防犯をテーマとしたパネル展、書画による啓発でして、10月から11月にかけて各区役所や地下歩行空間で行いました。

街頭啓発は、関係団体と協力し、犯罪被害者支援等に関する街頭啓発を被害者支援、犯罪被害者週間である令和4年11月25日に実施しました。

次のページに行きまして、(3)の広報についてです。

既に皆様にもご覧いただけたかと思いますが、広報さっぽろ3月号で特殊詐欺に関する特集記事を掲載しました。作成に当たり北海道警察に取材のご協力をお願いし、警察の視点からの手口や被害防止のためのポイントについて掲載しております。

次に、②の民生委員と協力した振り込め詐欺被害防止の対策です。民生委員は高齢者の方々の自宅を訪問するわけですが、そのときに、北海道警察と共同で作成した振り込め詐欺被害防止に関する広報啓発を実施するというものです。来年度は5月の開始予定で準備を進めているところです。

次に、③の女性の防犯ハンドブックの作成、配付についてです。ひったくりや痴漢などの犯罪に遭わないように注意すべきポイントを分かりやすく掲載したハンドブックで、市内の高校1年生に配付してありまして、防犯に関する意識の向上を図っております。

次のページに行きまして、④のみんなの安全・安心ハンドブックの作成・配付です。

子どもが誘拐などの犯罪に遭わないよう注意すべきポイントを分かりやすく掲載したハンドブックを作成し、市内の全入学児童に配付することで防犯に対する意識の向上を図りました。

続きまして、基本方針2のみんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくるに基づいて実施しているものをご紹介します。

まず、(1)の防犯活動促進についてです。

①の地域安全サポーターズは、事業所等が、札幌市内における安全・安心の実現に向け、社用車等による防犯パトロール、事務所等を子どもの駆け込み場所に設定する、環境の美化活動に取り組むなど、防犯活動に取り組む制度でして、2,045事業者にご登録をいただいております。

②のながら防犯は、通勤や外回り、犬の散歩など、日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行っていただくという制度で、昨年6月に開始し、現在、1,289人にご登録をいただいております。

前回の審議会におきまして、登録者の安全性等に関してご意見をいただきましたが、この点については次第6で別途説明をさせていただきたいと思っております。

次のページに行きまして、(2)の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰についてです。防犯活動に貢献されている個人や団体の皆様を表彰することにより、安全・安心なまちづくりに対する市民の理解増進、地域防犯活動の一層の拡大促進を目指しているものですが、昨年12月2日に表彰式を開催しまして、前回の審議会でご承認いただいた受賞者の方々に市長から表彰状を贈呈させていただきました。

続きまして、基本方針3の犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるに基づいて実施している事業のご紹介です。

1点目は、子ども110番の家支援事業についてです。子どもたちが、誘拐や暴力、痴漢など、何らかの被害に遭った、または、遭いそうになった際に駆け込むことができる避難所として目印となるステッカーや万が一のときに取るべき行動についてまとめた手引を

登録者に配付しているものです。

また、登録者に対する見舞金制度も設けておりまして、子どもが避難したときに物的、人的な損害が発生した際に支払われる保険加入を公費で行っております。

それから、町内会や小学校区等の実施単位、団体単位で登録者マップを作成しておりまして、各団体に配付させていただいております。

次のページに行きまして、薄野歓楽街対策についてです。

①のクリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトは、薄野地区における安全・安心の実現に向け、関係機関・団体等との意見交換を行っております、今年度は4月28日に開催しました。

②の薄野歓楽街におけるパトロールですが、北海道警察等の関係団体・機関が集まりまして、薄野地区の安全・安心の実現に向けたパトロールを昨年12月15日に行っております。

客引き防止の条例の施行に関しましては資料5で説明をさせていただきます。

最後のページに行きまして、安全で安心な公共空間整備促進事業ですが、こちらは町内会の防犯カメラの設置補助事業になります。この事業は平成30年度から開始しております、これまで、105の団体に対し、累計310台の設置補助を行っております。昨年は、79台設置という実績がありましたけれども、こちらは1年間の設置台数としては過去最高となっております。

最後に、基本方針4の犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するに基づいて実施している支援制度です。この制度は、犯罪被害者等が犯罪により被害直後に受ける経済的負担の軽減や精神の回復を図ることなどを目的に、各種の支援金や日常生活等支援費用を助成する制度で、令和2年8月から実施しております。

支援の対象となるのは、故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、重いけがを負った方とご家族、性被害に遭われた方とご家族で、実際に支援を受けようとする方が札幌市民の場合と限られております。

しかし、犯罪被害者のご遺族、ご家族というのは、配偶者や子ども、父母などの血縁関係にある方だけではなく、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方やパートナーシップの関係にあった方も含まれております。

支援金については、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族を対象とした遺族支援金、下に内訳が出ておりますけれども、犯罪行為により重症病を負った方を対象とした重症病支援金、性犯罪に遭われた方を対象とした性犯罪支援金があります。そのほか、転居費用などの住居関連の助成、カウンセリング費用などの精神関係の該当の助成など、多様なメニューを設けております。

今年度は、2月末までの実績ですけれども、合計で57人、71件の支援を行ったところです。

○吉田会長 ただいまの事務局の説明についてご確認やご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、先に進みます。

次第4についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(奥木区政課長) 資料5をご覧ください。

客引き防止条例の施行状況について説明をさせていただきます。

前回の審議会でも説明させていただきましたが、条例について簡単にご説明しますと、禁止される行為は、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為の四つとなります。

禁止区域は、市道の北8条線、西7丁目線、南7条目線、東は創成川通に囲まれた区域の公共の場所となっております。

禁止行為を行った者に対しては文書での指導、勧告、命令を段階的に行ってまいります。また、命令に違反した場合は、5万円以下の過料を科すとともに、氏名や住所を公表する場合があります。現在、7人の客引き行為等防止指導員が、毎日、禁止区域内を巡回しておりまして、行為者への指導等を実施しております。

次に、指導等の状況についてですが、去年の7月1日から指導巡回を開始し、累計で口頭指導が最新値で4,865件、文書指導は変わらず16件、勧告も変わらず3件となっております。命令や過料に至った事例はまだございません。

なお、口頭指導とは、指導員が客引き行為等の現場を確認できなかった場合、また、そういった行為はしていないのですけれども、客引きとおぼしきものに対し、条例の趣旨や客引き行為等を行わないようにと注意した件数で、最近は1日当たり20件から30件の口頭指導を行っております。

指導員が巡回している時間帯は居酒屋への客引きや客待ちが多くなっております。特に薄野の交差点に居酒屋の客引きが多い状況で、最近では、交差点の四つ角に1か所当たり15分から20分ずつ指導員が駐留しています。そのときには客引きが行われなかったとあることがありまして、抑止効果等が出ております。

巡回については、ルートを変えたり、滞留をかけたり、客引きの実態に合わせて巡回の工夫をしております。

続いて、裏面の客引きの実態調査についてです。

実態調査については、条例施行後の去年の8月から今年の1月にかけて、月1回、第2金曜日に実施してまいりました。条例をつくる際にも実態調査を実施してまいりまして、同様の手法で調査を行ったものです。

調査の範囲は四つで、札幌駅、狸小路、旧ラフィラ前、南5条から南7条の薄野エリアで、この範囲内において特定の者に対して客引き行為等を行ったものをカウントしてまいりまして、表にある数字は1時間当たりの平均人数となっております。

条例制定前の調査におきましては、禁止区域内の1時間当たりの客引き人数の合計は54.9人でしたけれども、今回は、8月から1月にかけての数字が出ておりますが、右か

ら2番目の平均値は28.8人となっております、条例施行前から半減となっております、地区別に見ましてもほとんどのエリアで減少しております。

このようなことから、条例の制定と巡回指導の効果は着実に出ていていると見ておりますけれども、依然として客引きが行われている実態がありますので、今後とも粘り強く巡回指導を継続したいと考えております。

○吉田会長 資料5について何かご確認やご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、先に進みます。

次第5についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(奥木区政課長) 次第ではその他となりますが、資料6のながら見守り活動登録制度についてをご覧ください。

昨年6月から開始しました札幌市のながら見守り活動登録制度については、前回の審議会におきまして、悪用を目的として登録する者を排除することができないのではないかとというご懸念が示されておりました。

そこで、他都市の状況等を調査してまいりましたので、その点についてご説明をさせていただきますが、ながら見守り活動について、開始の背景から簡単にご説明いたします。

平成30年に、新潟県での事件をきっかけとして、政府により登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議が開催されまして、登下校防犯プランが策定されました。そして、四角内に抜粋をしておりますけれども、多様な担い手による見守りの活性化の方法としてながら見守りの推進が掲げられたところであります。

(2)の本市の状況ですが、札幌市においても、この趣旨に沿い、先ほど活動報告をいたしました第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画に実施事業として位置づけ、昨年からは開始しました。

インターネット上のフォーム、もしくは、申込書の提出によって申請をしていただきまして、登録が済んだら登録通知書と併せ、希望されたグッズを郵便でお送りするという流れになっております。

(3)ですが、ながら見守り事業については、政府が呼びかけをしたということもありまして、全国各地の警察、自治体が行っています。そのやり方は一律ではなく、登録制度を設けている場合もあれば、単に自主的な活動を呼びかける、あるいは、不特定多数の方にグッズだけを配るなど、様々な方法となっております。今回は、登録制度を設けているところのうち、ご覧の8自治体に対し、登録時に身分証明を求めているかどうかを調査しました。

その結論ですが、聞き取った自治体の中に身分証明を求めているところはございませんでした。また、一部の自治体では、本人確認を行わないことによる悪用の懸念も検討されたということはあったのですけれども、それは地域防犯全般に言えることだということで、

身分証明を求めないとの話でした。

2の今後の対応も含めてですが、札幌市としましては、より多くの方に地域防犯活動に参加していただくことが地域の犯罪を防ぎ安全で安心なまちづくりに役立つものと考えております。

先ほどご説明しましたが、札幌市は、現在、登録時に個人情報の提供をいただき、文書の郵送によって所在確認を行っているところであります。他都市の状況も踏まえまして、身分証明を求めない形での申込み手続を継続させていただきたいと考えております。

ただ、登録をいただいた皆様には継続的に連絡を行い、登録状況を確認してまいります。また、その際に、地域の防犯の目を広げ、多様な担い手による見守りを行うという事業の趣旨を継続的にお伝えするとともに、犯罪発生状況の周知を行うなどして防犯意識を高く保っていただけるよう働きかけていくことが重要と考えておりまして、今後、実施してまいります。

そして、子どもたちに対しましても、どのような相手であっても知らない人にはついていかない、危ない場所には近寄らないなどの防犯啓発を引き続き継続してまいります。

加えまして、町内会やPTAなど、地域団体単位での登録については前回の審議会でも進めるべきというご意見をいただきました。各団体からもこういった取組を団体として行いたいというご希望をいただいておりますので、団体ごとに簡易な手続によって登録を行っていただけるようにしたいと思い、現在、その手法や登録方法について検討を進めているところです。

○吉田会長 ただいまのご説明についてご確認やご質問等はございませんか。

○水谷委員 資料6をご用意くださりまして、ありがとうございます。

市の取組については理解いたしましたし、引き続き、大人ができることとして取組を進めてもらうのはいいと思うのですが、今後の対応についてです。

町内会やPTAなど、団体単位で希望するところが多いのであれば、そちらを重点的に進めていただきたいと思います。また、そういった団体からのご依頼であれば、出前講座のような研修も加えていただければありがたいです。そして、子どもたちへも安全の学びを進めていただくということでしたので、それも併せて進めていただければと思います。

子どもたち自身が自分の身を守るということに関しては私たちCAPにできることもありますので、ぜひお声をかけていただければと思います。

○吉田会長 事務局から何かございませんか。

○事務局（奥木区政課長） 団体単位での登録については、先ほどご説明しましたが、検討をしております。委員のおっしゃっていただいたとおり、積極的に進めてまいりたいと思っております。その際は、地域と話をしまして、地域からのご希望もあれば、例えば、出前講座や子どもたちへの働きかけ等とも組み合わせながら進められればと思っております。

○吉田会長 そのほかにご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、本日の議事全体を通して何かご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、本日の議題は全て終了しました。

事務局に司会進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局(奥木区政課長) 長い時間、ありがとうございました。

今回の審議会でも何回か話が出ましたが、今のメンバーで開催する審議会はこれで最後を予定しております。皆様におかれましては、ご多忙の中、本市の安全で安心なまちづくりの推進に関してご協力をいただき、大変ありがとうございました。

もうすぐ4月になりますけれども、次年度に入りましてからは改選の手続を行ってまいりたいと考えております。改選に当たりまして、委員の就任継続に関する意向の確認などについて担当から連絡をさせていただきますので、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

次回の開催につきましては、新たなメンバーで9月頃の開催を予定しております。

それでは、これで令和4年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上